

一般社団法人山口県社会福祉士会

第 19 回定時社員総会

第 1 号議案

平成 31 年度事業計画

# 平成 31 年度 一般社団法人 山口県社会福祉士会 事業計画

## 「新たなスタート～ニーズへの即応を考える～」

一般社団法人 山口県社会福祉士会  
会長 白石義彦

本年は、新しい元号の時代が幕を開ける歴史的な年です。

平成時代の評価はさまざまですが、改正出入国管理法の制定等によるグローバルな時代、人工知能 AI・ロボットとの共存の時代、新たなニーズの表面化等多様性の時代、自然災害発生の可能性が大きい時代の到来を予見させた時代であったと思います。

私たち社会福祉士には、これらが予測できる時代に即応できる知識・技術を磨き、即応力と発信力を備えまた倫理観の高いソーシャルワークを実践し、共生社会実現の要としての役割が強く求められます。

昨年、課題を整理しましたが、現在の委員会主体の縦割りの組織体制では柔軟性がなく、求められる新たなニーズには到底対応できない状況が明らかになりました。現状に満足することなく、勇気をもって新しい時代に即応できる横断的で柔軟かつ機動的な組織を構築し、専門性をさらに向上させ、多様化する多くのニーズへ即応し、災害支援等にも真剣に向き合うとともに、会の将来（発展）計画の策定にも着手しなければなりません。

ここに「新たなスタート」の年にしたいと考えています。

（ **新**：本年度からの新事業 ）

### 1 基本方針

社会福祉士の倫理を確立し、専門的スキルを研鑽し、社会福祉士の資質と社会的地位の向上に努めるとともに、社会福祉の援助を必要とする山口県民の生活と権利の擁護及び社会福祉の増進に寄与する。そのために次の基本方針を掲げる。

#### (1) 組織改編 **新**

### 2 事業方針

基本方針にもとづき、次の事業方針を掲げる。

#### (1) 組織改編

ソーシャルワーク専門職団体として、社会福祉士としての専門性の維持・向上を図り、また倫理綱領に基づいた相談援助活動が行えるように必要な知識、技術の専門性と倫理性を常に向上させるとともに、社会福祉の援助を必要とする山口県民の生活と権利の擁護及び社会福祉の増進に寄与することを目的に、次のとおり組織改編を行う。

##### ① 委託事業部

ソーシャルワークの専門職団体として、専門性と力量を示し、積極的に専門性が求められる事業の受託を展開しつつ、より強く信頼される職能団体にする。

- 障害者権利擁護センター委員会
- 高齢者権利擁護推進委員会

##### ② 公益事業部

社会福祉の援助を必要とする山口県民の生活と権利を擁護するため、権利擁

護に関する事業等に関する事業を行う。

- 権利擁護センターぱあとなあ山口委員会
- スクールソーシャルワーク委員会

③ ブロック活動部

ブロック活動は、その区域を単位として本会会員の組織化と相互交流・研鑽を推進することにより、身近な地域で活動できる場を作り、そのブロックの実情に即した独自の事業を展開し地域福祉サービスの推進と向上に寄与する。

- 会員 700 人以上の維持向上に向けて、ブロック活動部の活動に必要な財源を投資して活性化を図る。
- 会員の活躍の場や役割を増やすことにより、会員にとって魅力ある職能団体とする。

④ 総合企画部

社会情勢の変化に伴い社会福祉及び介護を取り巻く状況の変化に応じて、職能団体として取り組むべき課題を抽出し必要な事業を推進することで、社会福祉の援助を必要とする県民の生活と権利の擁護及び社会福祉の増進に寄与する。

- 職能団体として取り組むべき課題を抽出し、中長期的なビジョンを見据えた事業展開を行う。
- ソーシャルワーク専門職団体として、社会福祉士に求められている機能の知識・技術を身に付けるための研修を開催することで質や力量の向上を図る。
- 対外的な信用、信頼が増す中、本会への期待が大きくなってきている中、この期待にしっかりと応えることができる職能団体として、関係官公庁・他団体・日本社会福祉士会等との連携強化を図る。

### 3 事業

事業方針にもとづき、役員会等並びに各部及び委員会等は次の事業を行う。

(1) 役員会等の開催

- |                     |       |
|---------------------|-------|
| (1) 定時社員総会          | 年 2 回 |
| (2) 理事会             | 年 4 回 |
| (3) 業務執行理事会         | 随 時   |
| (4) 監査              | 年 1 回 |
| (5) 各部・各委員会・各ブロック会議 | 随 時   |
| (6) ブロック長会議         | 年 2 回 |
| (7) 中国ブロック長会議       | 年 1 回 |

(2) 委託事業部

■委員会名：障害者権利擁護センター委員会

○担当理事名：(委員長) 河内裕子

○運営委員名：磯地美香、岡本英樹、伊藤孝司、山田妙子、平岡龍一郎  
原田和夫、岡崎千恵美、佐藤正昭、河口鈴佳、荒川奈津枝  
石津育幸、石川智子 12 名

【委員会設置目的】

社会福祉の援助を必要とする山口県民の生活と権利を擁護するため、障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、関係機

関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図る権利擁護等に関する事業を行う。

**【基本方針】**

- 障害者虐待防止法の周知啓発を図る。
- 障害者虐待防止について、研修会、派遣活動等を通じて適切な支援を行う。

**【重点目標】**

障害者虐待防止法の一層の周知啓発を図る。

**【活動内容】**

山口県より、障害者権利擁護センター運営事業を受託（予定）し、次の事業を展開する。

1. 使用者による障害者虐待に関する通報又は届出の受理
2. 障害者虐待を受けた障害者に関する各般の問題及び養護者に対する支援に関する相談対応又は関係機関の紹介
3. 障害者虐待を受けた障害者及び養護者に対する支援のための情報提供、助言、関係機関との連絡調整その他援助
4. 障害者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する情報収集、分析、提供
5. 関係機関等に対する普及啓発及び研修
6. 市町虐待防止センターへの権利擁護専門チームの派遣
7. 障害者権利擁護支援専門チームの資質向上を図るとともに、障害者虐待発生時の迅速かつ適切な対応を支援するために、平成28年度より作成している「障害者虐待事例の対応に関する事例集」の事例を追加する。
8. 関係機関等との協働による当事者向けの研修の開催
9. 障害者差別解消法の相談窓口の設置

**■委員会名：高齢者権利擁護推進委員会**

○担当理事名：（委員長）吉村直美

○運営委員名：藤本稔、長岡佐都子、内藤 誠、渡邊奈津子、赤崎敦子 5名

**【委員会設置目的】**

権利擁護業務等について社会福祉士としての専門性を発揮することができるように、また、社会福祉士間のネットワークづくりや個々のスキルアップを図ることを目的として研修等を開催し、地域包括支援センターに従事する社会福祉士を支援する。

**【基本方針】**

- 地域包括支援センターにおいて対応の苦慮することが多い「高齢者虐待対応」についての研修会や情報交換をおこなう機会をつくることで、県内における各包括支援センターの「質の標準化」を図り、権利擁護等についての社会福祉士の専門性向上を支援する。

○ 各圏域の地域包括支援センターが抱える悩みを圏域に所属する地域包括支援センター支援員が身近な相談者となり、地域包括支援センター支援員間のネットワークを活用し、悩みが解決できるようにする

**【重点目標】**

県内における各包括支援センターの「質の標準化」を図り、権利擁護等についての社会福祉士の専門性向上を支援する。

**【活動内容】**

山口県より、高齢者権利擁護推進事業、地域包括ケア専門職派遣システム構築事業を受託（予定）して、次の事業を展開する。

1. 高齢者権利擁護事業

- ① 相談調整窓口の設置
- ② 権利擁護支援専門職チームの派遣
- ③ 高齢者虐待対応等の権利擁護に関する事例検討会及び業務についての悩みやストレスの解消につながる研修会や情報交換会の開催。

2. 地域包括ケア専門職派遣システム構築事業

- ① 相談調整窓口の設置
- ② 地域包括支援センター等への専門職や学識経験者派遣

3. 委員会を年3回開催

上記の事業の遂行にあたり年3回委員会を定期開催するとともに、必要に応じて随時開催する。

**(3) 公益事業部**

■委員会名：権利擁護センターばあとなあ山口委員会

○担当理事名：（委員長）上田克典（副委員長）山本孝博

○運営委員名：安光洋平（副委員長）、福本由美、頃未能宏、池本恭子

白井健一郎、蓮住さつき、藤井哲治、藤本稔、河面英治、鬼木泰子、佐川美佐枝、坪田朝野 12名

**【委員会設置目的】**

社会福祉の援助を必要とする山口県民が地域で自立した生活を送ることができるように、権利擁護並びに成年後見制度等に関する事業を行う。

**【基本方針】**

- 地域住民が抱える課題解決やニーズに応えるため、社会福祉士が身近な存在となるよう、社会福祉士の活動を広く地域住民に周知していくことができるように努める。
- 専門職として質の高い援助が提供できるよう、倫理意識の向上及び対人援助技術等の向上を目指す。
- 各圏域の活動を活性化し、会員同士が顔の見える関係をつくることで、相互に協力し支え合う組織づくりを目指す。
- 弁護士会等他の職能団体や関係機関との協同、連携の強化に努める。

**【重点目標】**

- 1. 倫理綱領、行動規範を意識した活動の実践。
- 2. 成年後見制度利用促進に向けた体制整備への参画及びばあとなあ山口体制の検討 **新**

## 【活動内容】

1. 権利擁護に関する相談事業
  - ・本会事務局に相談窓口を設置
  - ・成年後見等無料相談会の開催
  - ・成年後見制度活用セミナーの開催
  - ・高齢者・障害者出張相談へのスタッフ派遣
2. 成年後見人等候補者の推薦に関する事業
  - ・成年後見人等の推薦
  - ・成年後見人等受任者の支援
  - ・ばあとなあ名簿登録審査
  - ・ばあとなあ活動報告チェック
  - ・業務監査委員会の開催（年2回）
  - ・本会事務局に相談・苦情受付窓口を設置
3. 未成年後見人等候補者の推薦に関する事業 **新**
  - ・未成年後見等の推薦
  - ・未成年後見等受任者の支援
  - ・ばあとなあ名簿追記登録審査
  - ・日本社会福祉士会と連携して、ばあとなあ活動報告チェック
  - ・業務監査委員会の開催（年2回）
  - ・本会事務局に相談・苦情受付窓口を設置
4. 研修等に関する事業
  - ・成年後見人材育成研修への受講者の推薦
  - ・名簿登録研修の開催
  - ・名簿登録更新研修の開催
  - ・圏域ごとの合同勉強会の開催
  - ・ばあとなあ全体会議で事例検討や勉強会の実施（年4回）
5. 啓発事業に関する事業
  - ・成年後見制度活用セミナーの開催（年1回）
6. 権利擁護に関する専門職団体、関係機関との連携に関する事業
  - ・日本社会福祉士会権利擁護センターばあとなあとの連携
  - ・山口県弁護士会との合同勉強・協議会の開催（年3回）
7. 成年後見制度利用促進に向けた体制整備への参画及びばあとなあ山口体制の検討 **新**
  - ・成年後見利用促進計画に関する三士会（本会、山口県弁護士会、成年後見センター・リーガルサポート山口支部）及び山口家庭裁判所との連携・協力
  - ・市町の成年後見制度利用促進に向けた体制整備への参画
  - ・ばあとなあ山口会員への成年後見制度利用促進に関する情報提供
  - ・成年後見制度利用促進に向けて、ばあとなあ山口体制の検討開始

- 8. 本会の他委員会との協働・連携
  - ・ 本会主催の研修会への協力
  - ・ ぱあとなあ山口的情報伝達手段を活用した情報提供や協力要請
- 9. 運営委員会の開催(年4回)
- 10. その他、権利擁護に関すること

■委員会名：スクールソーシャルワーク委員会

○担当理事名：(委員長) 岩金俊充

○運営委員名：(副運営委員長) 弦田八重子

山本孝博、中村幸一郎、藤井あゆみ、道中朋子、中村あゆみ 6名

【委員会設置目的】

社会福祉の援助を必要とする山口県民の生活と権利を擁護するため、スクールソーシャルワークに関する事業を行う。

【基本方針】

- 県のFRアドバイザーに登録される社会福祉士(SSW)の推薦をする。
- 各市町教育委員会が雇用するSSWの推薦要請があった場合に、対応可能な社会福祉士(SSW)を推薦する。
- 県内のいじめ問題に関する協議会や対策委員会、調査委員会、検証委員会等に会員を推薦する。
- SSWの資質向上のための、①SSW研修会(必須研修)、②新規SSW研修(基礎研修)、③スキルアップ研修(継続研修・二日間)、④市町SSWリーダー研修(二日間)、⑤SSW未来塾(基本スキル研修・年複数回実施)、⑥個別ケース相談会(年2回以上実施)を県精神保健福祉士協会と共同で開催する。
- 県市町教育委員会と協働しながら、県市町での事業評価(年間目標の設定とモニタリング)と、SSWの資質向上を行う。
- フードバンク山口と連携して、貧困家庭への支援を展開する。
- スクールソーシャルワークの実践を通して、子どもやその家族へ最善の支援を行っていく。

【重点目標】

1. 会員の支援上の困り感に素早く対応して、バーンアウトの防止と資質向上に努める
2. 子ども、保護者、学校、教育委員会など関係機関からのクレームに対して早期に対応し、不適切な支援についての指導とスキル向上のための支援を行い、関係の改善と信用の向上に努める。
3. 理論に基づいたスクールソーシャルワーク実践と資質向上のため、運営委員が「SSW運営委員用SVシート」を使用し、会員に対して年間、原則4回以上のSVを行う。
4. フードバンク山口と連携し、貧困家庭への支援の実績を積む。

【活動内容】

1. 現任者への相談・支援
2. 現任者への研修の企画・運営

3. 現任者への資質の維持・向上のための制度やマニュアル作りと運営
4. 苦情・要望の受付窓口
5. SSW の名簿登録推薦条件の策定
6. SSW 希望者の選考・決定
7. 県との制度や待遇についての交渉
8. 精神保健福祉士協会の SSW 担当部局との連携
9. その他、SSW 事業に関わること

#### (4) 総合企画部 **新**

○担当理事名：橘康彦、藤本真樹、弦田八重子、尾中未来、鬼木泰子、杉山美羽  
遠藤嵩大 7名

##### 【委員会設置目的】

社会情勢の変化に伴い社会福祉及び介護を取り巻く状況の変化に応じて、職能団体として取り組むべき課題を抽出し必要な事業を推進することで、社会福祉士としての専門性の維持・向上を図り、また倫理綱領に基づいた相談援助活動が行えるように必要な知識、技術の専門性と倫理性を常に向上させるとともに、社会福祉の援助を必要とする県民の生活と権利の擁護及び社会福祉の増進に寄与する。

##### 【基本方針】

- ソーシャルワーク専門職団体として、社会福祉士に求められている機能の知識・技術を身に付けるための研修を開催することで質や力量の向上を図る。
- 職能団体として取り組むべき課題を抽出し、中長期的なビジョンを見据えた事業展開を行う。
- 対外的な信用、信頼が増す中、本会への期待が大きくなってきている中、この期待にしっかりと応えることができる職能団体として、関係官公庁・他団体・日本社会福祉士会等との連携強化を図る。

##### 【重点目標】

組織改編の年度であることから、2018 年度体制のリーガルソーシャルワーク委員会、独立型社会福祉士委員会、実習指導委員会、F S W委員会から提出された事業計画も踏まえつつ、職能団体として取り組むべき課題を抽出し必要な事業を推進する。

##### 【活動内容】

#### 1. 専門職としての価値・知識・技術の向上に関する事業

職能団体として取り組むべき課題を抽出し、社会福祉士に求められている機能の知識・技術及び価値を身に付けるための講演・研修を企画する。

なお、今年度は組織改編の年度であることから、2018 年度体制のリーガルソーシャルワーク委員会、独立型社会福祉士委員会、実習指導委員会、F S W委員会から提出された事業計画も踏まえつつ、職能団体として取り組むべき課題



を抽出し必要な事業を推進する。

(1) 企画チームを設置し、専門職としての価値・知識・技術の向上を図る目的の講演・研修会等を開催する。 **新**

- ① 第20回定時社員総会時の講演会
- ② 第21回定時社員総会時の講演会
- ③ 専門職としての価値・知識・技術の向上をはる研修会（年1企画程度）
- ④ 実習指導者フォローアップ・スキルアップ研修会（年1回）（予定）

本会では隔年で社会福祉士実習指導者講習会を開催しているところであり、講習会終了後のフォローアップ、さらに実習指導のスキルアップを図るための研修会を開催する。

⑤ 独立型社会福祉士実践報告会（年1回）（予定）

独立型社会福祉士名簿登録更新の要件を満たす実践報告会を開催する。

⑥ 独立を目指す会員、あるいは現に独立し活動する会員への支援、情報提供及び相互交流を行う。（予定）

⑦ 独立型社会福祉士名簿登録のために、認定社会福祉士の取得を目指す会員への支援、情報提供及び相互交流を行う。（予定）

⑧ 女性の権利擁護に関する研修会（年1回）（予定）

県内でも離婚件数は年々増え、ひとり親が増えている。特に母子家庭は約半数が貧困線を下回る困窮状態にあり、子どもの不登校や親の精神疾患など複合的に課題を抱えている場合も多いことから、離婚の際の養育費や面会交流、また債務整理などの実務的な知識を得るための研修会を開催する。

⑨ 罪に問われた高齢者、障害者の刑事弁護における司法と福祉の連携のための四会合同研修会（年2回）（予定）

平成28年度から、本会、山口県弁護士会、山口県精神保健福祉士協会、山口県社会福祉協議会の四会は、司法と福祉の連携の推進に向けた合同研修を共催しており、継続開催に向け、企画委員会を設置し、四会連絡協議会に参画する。

(2) e-ラーニング事業 **新**

日本社会福祉士会のe-ラーニング事業にかかる本会に所属する正会員が視聴する際の費用を本会が負担することで、会員に自己研鑽の機会を提供する。

2. 職能団体として取り組むべき課題の抽出 **新**

(1) 組織改編の年度であることから、職能団体として取り組むべき課題を抽出するにあたり、現状・課題を整理する。

(2) 福祉的支援を必要とする罪を犯した人の支援状況調査（予定）

本会の正会員による、福祉的支援を必要とする罪を犯した人の支援状況調査を実施し、明らかになった現状及び課題に対する支援方針を検討する。

3. 災害支援事業 **新**

(1) 災害支援活動協力員登録者名簿の作成

大規模災害時、本会として迅速かつ円滑に災害支援活動を行う会員を確保できるように、あらかじめ当該活動に協力できる者を登録した「災害支援活動

- 協力員登録者名簿（以下、「登録者名簿」という。）を作成する。  
（２）名簿登録者専用のメーリングリストを作成する。

#### 4. 資格取得支援事業

##### （１）社会福祉士全国統一模擬試験

日程：2019年10月下旬～11月上旬（予定）

#### 5. 生涯研修センター運営事業

社会福祉士の専門性の向上及び認定社会福祉士の取得を支援するための事業を推進する。

- （１）基礎研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲの開催
- （２）スーパービジョン意見交換会 **新**
- （３）スーパービジョン準備実施研修
- （４）基礎研修Ⅱ・Ⅲ科目別受講 **新**

#### 6. 受講者推薦事業

本会として事業推進が必要と思われる日本社会福祉士会主催研修等へ受講者推薦を行うとともに、研修終了後は本会にて伝達研修等を行う。

- ・意思決定支援セミナー（仮称）（予定）
- ・スクールソーシャルワーク意見交換会（予定）
- ・司法福祉担当者意見交換会（予定）
- ・基礎研修講師養成研修（予定）

#### 7. 次世代育成事業

公益社団法人日本社会福祉士会が主催で委員会の組織・スーパーバイズ体制強化等を図る目的で開催される研修等に正会員を派遣し、次世代の人材育成を図る。

- ・スーパーバイザー養成研修（予定）

#### 8. 連携、調整に関する事業

##### （１）行政機関・福祉関係機関・社会福祉士養成校・専門職団体・他団体等との協力、連携を図る。

- ① 各種委員等へ会員を推薦する。
- ② 社会福祉士養成校との連携を図り、社会福祉士の存在意義及び実践のPR、調査研究、講師及び会議等への派遣、相互交流等を行う。
- ③ 本会、山口県弁護士会、山口県精神保健福祉士協会、山口県地域生活定着支援センター（山口県社会福祉協議会）の四会連絡協議会に出席する。
- ④ 山口県地方検察庁との連携・協力を図る。
- ⑤ 他都道府県社会福祉士会との調査研究、認証された研修・基礎研修・実践発表及び事例検討等の研修、相互交流等の連携・協力を図る。

##### （２）日本社会福祉士会との連携

- ① 権利擁護センターばあとなあとの連携を図る。
- ② 生涯研修センターとの協力を図る。  
専門職として必要な知識を取得するための自己研鑽を支援する「生涯研修制度」と習得した実践力を担保する「認定社会福祉士制度」の推進に向

け、生涯研修センターとの連携を図り、全国生涯研修委員会議に参画する。

- ③ 日本社会福祉士会の各種委員会等との連携・協力を図る。
- ④ 綱紀案件事務委託契約の締結。
- ⑤ 日本社会福祉士会の新会員管理システムに参画して、システムマニュアルに準じた管理を行うことで継続的かつ安定した会員管理を目指す。 **新**
- ⑥ 事務局職員情報交流連絡会に事務局職員を派遣する。

#### 9. 広報啓発事業

- (1) ホームページを活用した情報提供を行う。
- (2) 電子メールを活用した情報提供を行う。
- (3) 定期的に情報発信（年5回（5月末、7月末、9月末、11月末、2月末））することで、会活動の周知を図り、会員の会活動への参加を促進する。

#### (5) ブロック活動部

##### ■岩国市・和木町ブロック

○ブロック長名：平岡龍一郎

○11月末ブロック会員数：47名

##### 【重点目標】

岩国市、和木町ブロックの活性化と地域福祉の発展を重点目標とする。具体的には、社会福祉士会の信頼度、期待度を高めることが出来るよう人材の資質向上に取り組むこと、地域全体が抱えているニーズに着目して改善、解決を図っていけるよう先導的及び支持的な役割を担えるよう目指す。

##### 【活動内容】

#### 1. 定例会

月の担当者を割り当て、活動内容については、その担当者に委ねる。講師派遣や施設見学等、内容については多種多様に開催する。

- ・偶数月の第3金曜日開催予定
- ・会場 岩国市福社会館 時間 19時～21時

#### 2. メーリングリストの普及と有効活用

メーリングリストを通じて研修や交流会の案内に限らず、各々の相談や意見交換が出来るツールとして活用する（現在 登録者74名）

#### 3. 熱い仲間を作ろう会（年2回 懇親会、忘年会）

#### 4. 地域ニーズに密接した社会貢献活動（年1回）

#### 5. 個別地域ケア会議への参加（岩国市地域包括支援センター依頼 随時）

#### 6. いわくに住環境・福祉機器研究会の出席（代表者1名）

#### 7. 岩国市地域包括ケア推進協議会の出席（圏域各1名）

#### 8. 岩国市介護認定審査会、障害支援区分審査会の出席（要請時、対応）

■柳井市・周防大島町・田布施町・平生町・上関町ブロック

○ブロック長名：亀山雄樹

○11月末ブロック会員数：51名

【重点目標】

- ・ 講義形式での研修会開催にてスキルアップ
- ・ 情報交換にて、会員同士のネットワーク強化

【活動内容】

1. 定例会

「しゃべり BAR in サザンセット」

隔月（偶数月）の第2金曜19時～ 柳井市文化福祉会館

【内容】

- \* 会員の興味のあるテーマでの講義研修（年4回予定）
- \* お仕事紹介シリーズ（適宜、会員の働く職場を随時紹介）
- \* フリートーク（SWとしての悩み相談、事例検討等）
- \* 親睦会（年1回 基本、夏に開催）
- \* 必要に応じて、ブロック会議開催
- \* 他職能団体や関係機関等との連携を図る

2. 会員への情報伝達、会員確保

研修開催時や、ML及び県事務局HPの活用にて、研修内容やブロック会議の告知、未加入者への入会の呼びかけを行う。

■周南市・下松市・光市ブロック

○ブロック長名：白井智寛

○会計名：渡辺奈津子

○11月末ブロック会員数：126名

【重点目標】

社会福祉士としての意識の向上・スキルアップを図れるよう、ブロック活動を充実させ、活動参加者も増やしていく。また、多職種での円滑な連携を目指して顔が見える関係づくりを行う。

【活動内容】

1. ブロック会議

ネットワークの形成、資質の向上、困難事例への対応策検討など、社会福祉士の精神的なサポートも含め、定期的・継続的に実施していく。

毎月第3水曜日 19時～21時（原則）

- \* 偶数月：下松地区
- \* 奇数月：周南地区

2. 「お仕事紹介シリーズ」

自分の働く職場や仕事内容について紹介してもらいミニ勉強会としてブロック会議の中で実施。日常の業務に活かせる情報や他分野についての知識習得だけでなく、顔が見える関係作りを目指す。

3. 成年後見制度の利用に関する相談会

制度の啓発活動や社会福祉士のPRを兼ね、周南地区（熊毛）において定期的に

開催する。

4. 情報提供サービスの実施と活用

メーリングリスト等を活用し、ブロック活動やその他の研修会の案内などの情報提供や情報の共有化を図る。

5. 他団体との連携

必要に応じて、行政や社会福祉協議会等の関係機関、他職能団体との連携を図り、社会福祉の増進並びに社会福祉士の社会的地位向上を目指す。

■山口市・美祢市ブロック

○ブロック長名：野原 徹

○11月末ブロック会員数：147名

【重点目標】

- ・ 研修参加を通して会員としての意識を高める。
- ・ 会員同士のネットワークを作り、顔の見える関係づくりを目指す。
- ・ ネットワークを活かし、制度の狭間の問題に対して取り組む。

【活動内容】

1. 研修会の実施

会員の希望するテーマやタイムリーな話題など、会員同士の連携強化につながるような研修を実施する。分野を偏らずに企画し、年2～3回を実施予定。

- ① 5月 会員を講師とした研修
- ② 11月 非会員を講師とした研修
- ③ 2月 親睦会

2. 地域課題への対応

地域課題に対して相談を受けた場合には、会員相互の強みを生かして問題解決に取り組む。

3. 他団体との連携

必要に応じて、他の職能団体や関係機関等との連携を図る。

■防府市ブロック

○ブロック長名：越智尚史

○11月末ブロック会員数：55名

【重点目標】

- 未加入者を勧誘して新しい会員を増やす。
- 「多職種」・「他職種」連携が図れるような仕組みを作る。
- 社会福祉士会会員同士のネットワークを作る。

【活動内容】

1. 3か月に1回、勉強会及び情報交換会を実施。

- ・ なるべく参加しやすい研修を企画して開催する。
- ・ 勉強会等を通じていろいろな士業の役割を知って連携する。

2. メーリングリストを整備して活用する。

メーリングリストをどのように活用して情報を共有するのか検討する。

3. 親睦会（顔の見える関係作り）を開催する。  
研修会後の交流会や忘年会など企画して開催する。

#### ■宇部市ブロック

○ブロック長名：安光洋平

○11月末ブロック会員数：57名

##### 【重点目標】

- ・ 会員間の相互のつながりの強化
- ・ 会員数の増加
- ・ 会員が参加したいと思える研修の開催

##### 【活動内容】

1. 定例会  
9月、2月に研修会の実施（予定）
2. 審査会等への会員の推薦。
3. 親睦会  
交流会など企画して開催する。
4. ソーシャルワークの専門職団体との共催で『ソーシャルワーカーデー in やまぐち』を開催し、県内の様々な分野で活躍するソーシャルワーカーが集い、日頃の活動報告を行うとともに、ソーシャルワーカーの一層の連携を深め、学生や県民に社会福祉士の存在と役割を発信する。  
今年度の企画運営は、西部ブロック（下関市ブロック、山陽小野田市ブロック、宇部市ブロック）が担当する。

#### ■山陽小野田市ブロック

○ブロック長名：植木 亨

○11月末ブロック会員数：36名

##### 【重点目標】

- ・ ブロック会員のネットワークづくり。
- ・ ブロック会員による他機関とのつながりを強化。
- ・ 社会福祉士資格の活かし方と活動について、協議検討。

##### 【活動内容】

1. 研修会の開催  
年に4回程度の情報交換会や研修会を開催。
2. 親睦会の開催。  
顔の見える関係作り、ブロックの活性化へと繋げる。
3. 他団体との連携  
必要に応じて、他職種や関係機関等との連携を図る。

4. メーリングリストを整備して活用する。  
ブロック活動や研修会の案内など情報の共有化を図る。
5. ソーシャルワークの専門職団体との共催で『ソーシャルワーカーデーin やまぐち』を開催し、県内の様々な分野で活躍するソーシャルワーカーが集い、日頃の活動報告を行うとともに、ソーシャルワーカーの一層の連携を深め、学生や県民に社会福祉士の存在と役割を発信する。  
今年度の企画運営は、西部ブロック（下関市ブロック、山陽小野田市ブロック、宇部市ブロック）が担当する。

#### ■萩市・長門市・阿武町ブロック

○ブロック長名：中村幸一郎

○11月末ブロック会員数：56名

##### 【重点目標】

- ・ 会員の興味のある研修会や親睦会の開催により、ブロック活動への参加人数を増やす。
- ・ メーリングリストで情報を発信していく。

##### 【活動内容】

1. メーリングリストの整備、情報発信。
2. 年2回研修会を開催する
  - ・ アンケートを実施し、要望に沿った研修を年に1回行う。  
2019年度は「リスクマネジメント、事故防止のための体制について」
  - ・ それぞれの委員会活動についての研修会を年に1回行う。  
2019年度は権利擁護センター「ばあとなあ山口」
3. 参加者同士の親睦を深める機会を設ける。
  - ・ 年2回（6月は萩市内で、12月は長門市内で）、懇親会を開催する。
  - ・ 基礎研修や認定社会福祉士、委員会の活動内容を懇親会で紹介する。

#### ■下関市ブロック

○ブロック長名：石津育幸

○幹事名：執行部 梶田智寛（副ブロック長）

花貫一博、田中英之、矢野千春

○会計名：事務局（事務担当及び会計担当を執行部から選出する）

○11月末ブロック会員数：119名

##### 【重点目標】

- 複雑且つ多様な社会環境の変化にともない、変化する福祉課題について研究をする。
- 勉強会、研究を通じて、関係機関・団体等と交流をはかり、地域のネットワークの環境整備をする。
- 定例勉強会、ミニ座談会、福祉啓蒙活動を通じて、会員同士のつながりを図る。また、新規加入掘り起こしをする。
- 県事務局のホームページを活用して、各活動の案内等の周知を図る。

**【活動内容】**

## 1. 年間スケジュール及び活動内容

期 日	内 容	備 考
4月下旬	・ブロック総会	・平成30年度事業報告、会計報告 ・平成31年度事業計画、予算など
7月上旬	・ブロック研修会	・研修会テーマは未定
8月下旬	地域住民への福祉啓発活動	馬関祭り愛のひろば 障害体験コーナー開設
11月下旬	・施設見学会＋ミニ座談会	・福祉の種別及び領域の交流
12月下旬	忘年会	・新入会員歓迎および親睦を図る
1～2月	※市民開放講座または専門職 連携勉強会	・内容未定予算措置については運営 委員で検討

## 2. 事例検討会を年2回程度実施予定

3. ソーシャルワークの専門職団体との共催で『ソーシャルワーカーデーin やまぐち』を開催し、県内の様々な分野で活躍するソーシャルワーカーが集い、日頃の活動報告を行うとともに、ソーシャルワーカーの一層の連携を深め、学生や県民に社会福祉士の存在と役割を発信する。

今年度の企画運営は、西部ブロック（下関市ブロック、山陽小野田市ブロック、宇部市ブロック）が担当する。





一般社団法人山口県社会福祉士会

2019年度 組織図・事業図



